

京都市告示第596号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、財団法人京都市野外活動振興財団を京都市公金収納受託者とし、京都市野外活動施設花背山の家の使用料の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 梶本頼兼
(野外活動施設花背山の家事業課)